

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和5年度 第3回 松川町文化財保護審議委員会

2 開催日時

令和5年 11月 29日（水） 13時30分から

3 開催場所

松川町資料館 視聴覚室

4 出席者氏名

文化財保護審議委員

亀山勝保委員 小椋吉範委員 宮下稔委員

山本晃永委員 坂本正夫委員 中村美幸委員

学識経験者

堤久さん

事務局

資料館長：福島俊美 生涯学習課長 高根竜二

文教施設係長：矢沢秀子 文教施設係：米山梓

5 協議事項（10/17現地視察を受けての意見交換・協議）

- (1) 池の平湿地帯について
- (2) 防空監視硝跡の整備・活用について
- (3) 華巖寺 木造毘沙門天立像の寄託について
- (4) 生田 丁観音について

6 報告事項

- (1) 文化財保護事業について
  - ①政所田遺跡発掘調査状況について
  - ②ツツザキヤマジノギク保全活動について
  - ③アカモズの保全について
  - ④部奈ミソベタ層の整備・活用について
- (2) その他 委員から

7 傍聴人の数

なし

8 会議資料の名称

令和5年 第1回 松川町文化財保護審議委員会 資料

## 9 審議の概要

1. 開会
2. 資料館長挨拶
3. 委員長挨拶
4. 協議事項

### (1) 池の平湿地帯について

#### <説明>

#### ①資料に基づき事務局より説明

#### ②アドバイザーから池の平湿地帯ができた背景について説明

- ・池の平湿地帯はその名に湿地帯とあるように昔から草が生えており湿地帯だった
- ・50年ほど前には葦や灌木が生える草原だったらしい。その後、そのままではもったいないので木を植えて林にしようとした。
- ・当時はヒノキの方が値が高かったため、水気のある所にあえてヒノキを植えている。しかし、そういった場所に植えられたヒノキはいじけて上や横の枝が枯れてしまう。そこから湿地帯へ日光が差し込む環境が出来上がった。
- ・これにより、温水、光、川という好条件がそろい、草花の安住の地となり希少種が育つことになった。

#### ③アドバイザーから池の平湿地帯の保全活動について説明

- ・伊藤文男先生はフロラは取ったが採集、押し葉はしなかった。このステップは必ず行うべきこと。それができていなかったために、42年間どこでどうなったかわからない状況で、伊藤先生の文書しか生息の根拠がない状況。
- ・現在残っている希少種はほとんどない。池の平湿地帯にあった植物は、①昔からあったもの②湿地ができて生えたもの③新しく生えたものがあるが、②は環境の変化で消え、現在は①と③のみ残る状態。

#### <質疑・意見>

委員 A：自然保護区として指定されたのとヒノキを植林したのはどちらが先か。

事務局：指定してからは手を入れていないためヒノキの植林が先。

アドバイザー：水枯れてしまった原因はなにか。

事務局：代替地としてりんごの果樹園ができたためか？

アドバイザー：その通りだと思う。どんどん乾燥していて、これからも環境の変化があると思う。ベニシダやマルバベニシダなど標高 500mあたりまでしかなかったものが現在は標高 800m付近で見られることもある。これから先 10年 20年経てばもっと変わるだろう。

委員 B：昭和 51 年の秋にトンボ協会でハッチョウトンボが取り上げられたことで伊藤先生がこの場所の保全に力を入れたのではないか。

トンボを保全するのであればとても力を入れてやるべき。そしてそもそもトンボを保全するに値する場所なのかどうか。あまり無理をする必要はないと思う。

委員 C：保全か保護か、どう取り組んでいくべきか。

委員 D：トンボを守るための環境を人為的に作ることが本当にいいことかどうか。

事務局：もう少し時間をかけ皆様の意見を聞きながら進めていきたい。

## （2）防空監視硝跡について

<説明>資料に基づき事務局より説明

<質疑・意見>

委員 D：案 1 にあるように復元することはむずかしいのか。

事務局：まだ地元とは話ができていない状況。文化財アドバイザーからは遺構の保存には埋め戻すのが一番いいという意見もあった。

委員 B：郡内に防空監視硝はいくつもあると聞いた。泰阜はかなり復元されている。実際にそういうところの事例を見て考えてはどうか。

事務局：そうしたい。一時はベンチなどを置いて公園化してはどうかという話もあったようだ。

委員 C：今後復元する可能性もあるのか。

事務局：色々な事例を見て検討していきたい。

委員 C：建物などが実際にあればわかりやすいと思う。

## （3）華嚴寺木造毘沙門天立像について

<説明>資料に基づき事務局より説明

事務局：資料取扱要項を整えた。寄託を受け入れたのちも自動継続するというわけではないので注意。その都度相談させてほしい。

< 質疑・意見 >

委員 C：寄託期間 3 年というのは？

事務局：道路占用や河川占用など公共物の管理条例もおおむね 3 年としているところが多い。お互いに確実にやり取りをしながら継続していくという意味合いで 3 年とした。

委員 C：見学した感想としては早く仏像を広いところへ出してあげられたらいいと思う。

委員 A：寄託された資料は貸出しの要請があれば貸し出すのか。

委員 E：持ち主の許可なしに貸出しするのか。

事務局：寄託品については貸出ししない。

委員 A：以前化石について同様の事例があったため質問した。

事務局：寄託を受けた状態では、貸し出したときに万が一破損した場合に困るので原則館外には持ち出さない。

(4) 生田丁観音について

< 説明 > 資料に基づき事務局より説明

< 質疑・意見 >

委員 C：今のまま手を入れずにおくのがいいのではないか。コンクリートで固めたりする必要はないのでは。

委員 B：自治会で対応するのは高齢化が進んでおり難しい。文化財指定できなくても手入れや固定のための予算をつけてほしい。

事務局：すぐに答えを出すことは出来ない。町全体で行うこととしてやっていきたい。ボランティアを募って手入れする等、方向性を考える時間をいただきたい。

委員 B：そのほかにも、色々な所の石造物に標柱が欲しい。以前教育委員会で作ってある。各所にある旧跡（番所跡など）が若い人に忘れられないようにしたい。

委員 C：番所については古文書があるのか。

委員 B：なにもない。敷地の跡だけが残っている。

5. 報告事項

(1) 文化財保護事業について

- ① 政所田遺跡発掘調査状況について
- ② ツツザキヤマジノギク保全活動について
- ③ アカモズの保全について
- ④ 部奈ミソベタ層の整備・活用について
- ⑤ その他

<説明> 資料に基づき事務局より説明

<質疑・意見>

④ 部奈ミソベタ層の整備・活用について

委員 B：ミソベタ層への道は日光にも強いロープを張るのはどうか。

事務局：立ち入る場合の条件なども整備していく必要がある。個人の責任ではあるが、知らない間に入られてしまうと危険もある。部奈の方々とも相談しながらロープについても提案してみる。

委員 A：地元の方は色々と手入れをしてくれているのか。

事務局：してくれている。

委員 A：あそこは大正時代から調査されているミソベタ層の中でも研究者の間でも知られていなかったくらい危険な所。注意すべきだと思う。

委員 C：けが人が出ないように対応を考える必要がある。

6. 閉会 (終了 15:30)

以上